

今日は、北九州市で令和元年七月から始まった「パートナーシップ宣誓制度」を紹介します。

「パートナーシップ宣誓制度」とは、一方又は双方がLGBT当事者である二人が、お互いを人生のパートナーとして協力しながら継続的に同居して、日常の生活を共にすることを市長に対し宣誓する制度です。宣誓が認められるとカード型の宣誓書受領証が交付されます。

LGBTとは、女性を好きになる女性であるレスビアン、男性を好きになる男性であるゲイ、同性も異性も好きになるバイセクシュアル、体の性と異なる性を生きる、生きたいと思うトランスジェンダーの頭文字を繋げた言葉で、性的少数者を表す言葉の一つとして使われています。

LGBT当事者は、少数であることから、偏見の目で見られたり、職場や学校などで差別的な扱いを受けたりすることがあります。また、中には法律の壁により同性のパートナーと結婚できず、苦しんでいる方もいます。

北九州市の担当者は、こう話してくれました。

『『パートナーシップ宣誓制度』が、少しでもLGBTの方々の心の支えとなれば、そして、多くの市民の方々がLGBT

のことを知るきっかけになってほしいという思いからこの制度を作りました。宣誓制度を実際に利用したカップルからは『自分たちの関係を行政に認めてもらえることが嬉しい』というお声もいただいています。』

最後に市の担当者は

『男性が女性を、女性が男性を好きになるのと同じように、男性が男性を好きになる、女性が女性を好きになる、それが当たり前。そんな社会であって欲しい。』と、話していました。

『パートナーシップ宣誓制度』は、法的に結婚と同じような効果はありませんが、価値観や個性の違い、多様性を認め、当事者の生き方を後押しするものです。

この制度の導入をきっかけに、LGBTに対する理解が進み、だれもが自分らしく生きていける社会になるといいですね。

では、また。

